

大分大学理工学部教務委員会細則

平成29年4月1日制定
平成29年理工学部細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部に設置する大分大学理工学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、学部における関係事務の適正円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について企画、連絡及び調整を行い、並びに審議する。

- (1) 教育課程表の編成に関すること。
- (2) 教育課程等の評価、改善及び自己点検に関すること。
- (3) 学生の休学及び復学に関すること（本人から願い出のあるものに限る。）。
- (4) 研究生及び科目等履修生の受入れに関すること。
- (5) 編入学者等の他機関で取得した単位の認定に関すること。
- (6) 臨時休業に関すること。
- (7) 非常勤講師の配置計画に関すること。
- (8) 一般社団法人日本技術者教育認定機構による教育プログラムの実施に関すること。
- (9) その他教務事項に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教務委員長（以下「委員長」という。）
- (2) 副教務委員長（以下「副委員長」という。）
- (3) プログラムの教員 各1人
- (4) その他学部長が必要と認める者

2 前項第2号の委員は、学部長が指名する。

3 第1項第3号及び第4号の委員は、教授会の議を経て、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したとする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の

委員会において報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、理 工 学 部 事 務 部 学 務 係 において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3理 工 学 部 細 則 第 1 号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5理 工 学 部 細 則 第 3 号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7理 工 学 部 細 則 第 2 号)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。